

重要事項説明書（訪問介護）

あなた（又はあなたの家族）が利用しようと考えている指定訪問介護サービスについて、契約を締結する前に知っておいていただきたい内容を、説明いたします。わからないこと、わかりにくいことがあれば、遠慮なく質問をしてください。

この「重要事項説明書」は、「指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成11年厚生省令第37号）」第8条の規定に基づき、指定訪問介護サービス提供契約締結に際して、ご注意いただきたいことを説明するものです。

2 利用者に対してのサービス提供を実施する事業所について

（2）事業の目的及び運営の方針

運営の方針	1. 指定訪問介護の基本方針として、訪問介護員等は、要介護者等の心身特性を踏まえて、その有する能力に応じた自立した日常生活を営むことができるよう、入浴、排せつ、食事の介護その他の生活全般にわたる援助を行います。 2. 事業の実施に当たっては、関係市町村、地域の保健・医療・福祉サービスとの綿密な連携を図り、総合的なサービス提供に努めるものとします。
-------	---

3 提供するサービスの内容及び費用について

（2）訪問介護員の禁止行為

運営規定の下部に PDF ファイルがございますのでそちらをご覧ください。

（3）提供するサービスの利用料、利用者負担額（介護保険を適用する場合）について

区分	サービス提供時間数 サービス提供時間帯	20分未満		20分以上 30分未満		30分以上 1時間未満		1時間以上 1時間30分未満	
		利用料	利用者負担額	利用料	利用者負担額	利用料	利用者負担額	利用料	利用者負担額
身体介護	日中	1,650円	165円	2,450円	245円	3,880円	388円	5,640円	564円
	早朝・夜間	2,060円	206円	3,060円	306円	4,850円	485円	7,050円	705円
	深夜	-	-	3,680円	368円	5,820円	582円	8,460円	846円
生活援助	サービス提供時間帯	20分未満		20分以上 45分未満		45分以上			
	日中	-	-	1,830円	183円	2,250円	225円		
	早朝・夜間	-	-	2,290円	229円	2,810円	281円		
	深夜	-	-	2,750円	275円	3,380円	338円		

加算	利用料	利用者負担額	算定回数等
緊急時訪問介護加算	1,000円	100円	1回の要請に対して1回
初回加算	2,000円	200円	初回のみ
訪問介護処遇改善加算	-	ご利用サービスの 所定単位数に 加算%を乗じた額	一月に1回
訪問介護特定事業所加算	-	ご利用サービスの 所定単位数に 加算%を乗じた額	1回につき

※訪問介護処遇改善加算と訪問介護特定事業所加算の%はそれぞれの区分により変わります。当事業所が取っているそれぞれの区分は下記をご確認下さい。

名称	区分に応じた加算率
訪問介護処遇改善加算Ⅰ	13.7%
訪問介護特定事業所加算Ⅱ	10.0%

※尚、上記の加算にはそれぞれ要件があり、要件を満たしていないと判断された場合などは区分の降格（加算率が変わります）または加算そのものが算定されません。

4 利用料、利用者負担額（介護保険を適用する場合）の請求及び支払い方法について

① 利用料、利用者負担額（介護保険を適用する）	ア 利用料利用者負担額（介護保険を適用する）
-------------------------	------------------------

る場合)の請求方法等	場合)及びその他の費用の額はサービス提供ごとに計算し、利用月ごとの合計金額により請求いたします。 イ 上記に係る請求書は、利用明細を添えて利用月の翌月15日までに利用者あてにお届けします。
② 利用料、利用者負担額（介護保険を適用する場合）、その他の費用の支払い方法等	ア サービス提供の内容を照合のうえ、請求月の末日までに、下記の方法によりお支払ください。 （ア）事業者指定口座への振込み （イ）口座引落 （ウ）現金払い イ お支払の確認をしましたら、支払いの如何によらず、領収書をお渡ししますので、必ず保管されますようお願いいたします。（医療費控除の還付請求の際に必要なことがあります。）

5 担当する訪問介護員の変更をご希望される場合の相談窓口について

利用者のご事情により、担当する訪問介護員の変更を希望される場合は、右のご相談担当者までご相談ください。	ア 相談担当者氏名 山口 尚子
	イ 連絡先電話番号 098-989-7345
	同ファックス番号 098-989-7345
	ウ 受付日及び受付時間 月～金/9:00～18:00

※ 担当する訪問介護員の変更に関しては、利用者のご希望をできるだけ尊重して調整を行いますが、当事業所の人員体制などにより、ご希望にそえない場合もありますことを予めご了承ください。

7 虐待の防止について

事業者は、利用者等の人権の擁護・虐待の防止等のために、次に掲げるとおり必要な措置を講じます。

(1) 虐待防止に関する責任者を選定しています。

虐待防止に関する責任者	訪問介護所長 山口 尚子
-------------	--------------

(2) 成年後見制度の利用を支援します。

(3) サービス提供中に、当該事業所従業者又は養護者（利用者の家族等高齢者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報します。

8 秘密の保持と個人情報の保護について

法人概要ページに内容を詳しく記載していますので、そちらをご覧ください。

10 事故発生時の対応方法について

利用者に対する指定訪問介護の提供により事故が発生した場合は、市町村、利用者の家族、利用者に係る居宅介護支援事業者等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じます。

また、利用者に対する指定訪問介護の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行います。

なお、事業者は、下記の損害賠償保険に加入しています。

保険会社名	(財)介護労働安定センター
保険名	介護事業者賠償責任補償
保障の概要	業務中に他人の身体を傷つけたり、他人の物を壊したり、または、ケアプラン作成ミスによって利用者に過剰な経済的負担をさせたことなどにより、法律上の損害賠償責任を負担しなければならない場合に、その賠償金等を補償します。

16 サービス提供に関する相談、苦情について

(1) 苦情処理の体制及び手順

ア 提供した指定訪問介護に係る利用者及びその家族からの相談及び苦情を受け付けるための窓口を設置します。（下表に記す【事業者の窓口】のとおり）

イ 相談及び苦情に円滑かつ適切に対応するための体制及び手順は以下のとおりとします。

- 苦情または相談があった場合は、利用者の状況を詳細に把握するために必要に応じ訪問を実施し、状況の聞き取りや事情の確認を行います。
- 管理者は訪問介護員に事実関係の確認を行います。
- 相談担当者は、把握した状況について検討を行い、時下の対応を決定します。
- 相談担当者が、必要があると判断した場合には、事業所内で検討会議を行います。
- 対応内容に基づき、必要に応じて関係者への連絡調整を行うとともに、利用者へ必ず対応方法を含めた結果報告を行います。

(2) 苦情申立の窓口

【事業者の窓口】 ホームヘルプ 元気のため 担当者：所長 山口 尚子	所在地 沖縄市知花 4-5-29 電話番号 098-989-7345
【市町村（保険者）の窓口】 ① 沖縄市 高齢福祉課 ② うるま市 介護長寿課	① 所在地 沖縄市仲宗根町 26-1 電話番号 098-939-1212（内線 3145）
	② 所在地 うるま市みどり町 1-1-1 電話番号 098-973-3208（直通）
【公的団体の窓口】 沖縄県国民健康保険団体連合会	所在地 那覇市西 3-14-18 国保会館 電話番号 098-860-9026（FAX 兼用）

※尚、この掲載は実際契約の際に交付している重要事項説明書の全文ではありません。主な重要事項のみの抜粋となっていますこと、お断り申し上げます。